

佐賀大学附属図書館副館長選考規程

(平成18年2月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学附属図書館規則(平成16年4月1日制定)第4条の2第3項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館副館長(以下「副館長」という。)の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び時期)

第2条 副館長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 副館長の任期が満了するとき。
- (2) 副館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副館長が欠員となったとき。

2 副館長の選考は、前項に該当する場合は、その事由が生じた日から原則として30日以内に行う。

(副館長の選考)

第3条 副館長は、佐賀大学の専任教授のうちから館長の推薦に基づき、学長が選考する。

(任期)

第4条 副館長の任期は、2年とする。

2 副館長が欠員となった場合の後任の副館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、副館長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 佐賀大学附属図書館医学分館長選考規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。